

環政経発第 2312212 号
令和 5 年 12 月 22 日

各地方公共団体等 グリーン購入法担当者 殿

環 境 省
大臣官房環境経済課

グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて

平素より環境行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、グリーン購入法基本方針の変更について令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定され、印刷用紙については、令和 5 年 11 月 30 日付環政経発第 2311301 号環境省大臣官房環境経済課通知（以下「令和 5 年 11 月 30 日付通知」という。）により周知させていただいたとおり、新しい判断の基準等に変更となりましたので、改めて周知させていただきます。

印刷用紙について、新しい判断の基準等に適合する製品については各製紙メーカーのウェブサイト、当該製品を一覧にとりまとめた資料については一般社団法人日本印刷産業連合会及び全日本印刷工業組合連合会のウェブサイト、それぞれ公表される予定です。環境省グリーン購入法ポータルサイトにおいて、これらウェブサイトへのリンクを掲載しますので、印刷用紙の調達及び印刷役務の発注に当たっては、以下の URL を御参照下さい。

[（環境省グリーン購入法ポータルサイトリンク先）](#)

加えて、令和 5 年 11 月 30 日付通知により周知させていただいたとおり、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、代替品の納入を認める取扱いを今後も継続します。

この取扱いを示した令和 4 年 12 月 14 日関係省庁等連絡会議決定の文書を別紙のとおり改めて送付しますので、引き続きこの取扱いに沿って適切に御対応いただければと存じます。

なお、本通知につきましても、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

今回の変更により十分な印刷用紙の供給量が確保できる見込みですが、万が一、印刷用紙の調達及び印刷役務の発注に支障が生じた場合は、以下のお問い合わせ先まで御連絡下さい。併せて、経済産業省及び上記関係団体内に印刷用紙の供給に係る印刷事業者向けの相談窓口が今般新たに設置されましたので、御参考までに周知させていただきます。

[（経済産業省印刷用紙相談窓口リンク先）](#)

（お問い合わせ先）	
環境省 大臣官房 環境経済課	
担当 鎮西、阿邊	
メール GPL@env.go.jp	
TEL 代表 03-3581-3351	
直通 03-5521-8229	

【別紙】

グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて

令和4年12月14日
グリーン購入法
関係省庁等連絡会議決定

グリーン購入法が定める特定調達物品等の調達については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき国及び独立行政法人等（以下「国等」という）にて作成した調達方針に沿って実施することを原則としている。昨今、国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙（以下、「特定調達物品」という）の入手が困難な状況にある。この状況に鑑み、印刷用紙の調達において特定調達物品の調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、代替品の納入を認めることとする。また、契約を行った後に、特定調達物品の納入が難しいことが確認できた場合も、同様の取扱いをすることとする。

あわせて、前記対応を行った場合は、経緯を整理するなど国等にて必要な措置を講ずるものとし、会計年度終了後取りまとめる調達実績の概要において、古紙需給環境の影響で特定調達物品等の調達が困難であった旨を注記するものとする。

なお、当該決定については、地方公共団体等に参考送付するものとする。